

第 51 回山形県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時：令和 6 年 2 月 15 日（木）午後 13 時 30 分から午後 15 時 20 分まで
2 場 所：山形県庁 7 階 701 会議室
3 議 事：（1）株式会社アシスト最終処分場増設事業 計画段階環境配慮書
4 出席者（敬称略）

（委 員） 横山 潤（会長）、池田 秀子、伊藤 眞子、内田 美穂（Web 出席）、
江成はるか、根本 征樹、東 玲子、是則 恭士（Web 出席）

（事 務 局） 山形県 環境エネルギー部 みどり自然課

課長	岩月 広太郎
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）	齋藤 孝浩
環境影響評価・温泉保全主査（兼）施設整備主査	渡部 一之
施設整備主査（兼）環境影響評価・温泉保全主査	小座間 涉
事務員	武田 夏紀

（事 業 者） 株式会社アシスト 代表取締役 青池 仁
大岩コンサルタント事務所 代表 大岩 敏男
有限会社青山技術 代表取締役 青山 直樹
一般財団法人山形県理化学分析センター
総務部長（兼）総務課長 松本 義文

5 傍 聴 者：5 名

6 議事内容

事 務 局： ただいまから第 51 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに
岩月みどり自然課長からご挨拶を申し上げます。

みどり自然課長：（あいさつ）

事 務 局：（資料確認）

（審査会成立報告）

本日は、委員 10 名中、過半数となる 7 名の御出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することをご報告いたします。

また、本日は、条例第 46 条第 1 項の規定に基づく専門委員として、是則委員に出席いただいております。

それではここからの議事は、横山会長にお願いいたします。

横山会長：（あいさつ）

それでは本日の審議に入ります。本日は 5 名の方が一般傍聴を希望しており、これを許可しましたのでお知らせします。

次に事務局から本日の議事について説明してください。

事 務 局：（議事の進行について説明）

横山会長： 審議に入る前に、議事録署名人を指名します。内田委員と江成委員にお願いいたします。

(1) 株式会社アシスト最終処分場増設事業 計画段階環境配慮書

横山会長： それでは、「株式会社アシスト最終処分場増設事業 計画段階環境配慮書」について、審議を進めてまいります。これから事業者に入室いただく前に、本案件に対する意見や事前質問を含め、意見交換を行い、事業者へ直接回答を求める内容について整理させていただきます。

審議については、事業者が選定した評価項目について、調査、予測及び評価を中心に環境保全の見地から審議をお願いいたします。

横山会長： 事前質問の内容について整理させていただきます。番号1（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）東委員から、覆土置場について事業者の回答はいかがですか。

東委員： 質問の回答になっていますが、覆土置場に関しては、池田委員と江成委員も同様に疑義が生じているようなので、質問は二人にお任せします。図自体があまりにもアバウトなので、こういう図を平気で出す所が、信頼性を失う元になると思います。

横山会長： 詳細については、池田委員と江成委員に質問していただくことにします。今回は、計画段階環境配慮書ということもあり、若干ざっくりしている部分があるのは否めないと思いますが、代替案の部分を含めてどのように増設計画を考えているのか、具体的な問題点を指摘しながら審査していただきたいと思えます。

横山会長： 番号2、3（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員から、拡大図等については、事業者の回答でよろしいですか。

池田委員： 番号2、3については、新しい資料を添付（添付図1、2）させていただきました。図2.2-1(4)は、撮影日が2019年ということで了解です。また別の鮮明な航空写真を添付していただいたところですが、できれば初めからこちらの写真を配慮書に掲載していただきたかったです。

横山会長： 番号4、5、6（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員からの覆土及び覆土置場についての意見・質問ですが、こちらはいかがですか。

池田委員： 東委員からも指摘がありましたが、覆土置場を東側と西側に分けていて、ここに置く予定というくらいのことしか書かれていなくて、覆土に関する説明がほぼ無いと私は思いました。東側と西側の覆土置場の面積は広範囲なので、もし東西とも改変するとなると、環境への影響がかなり出るのではないかと思います。覆土について質問をさせていただいた所、東側か西側かどちらかで予定しているという、回答をいただきました。そうした説明が配慮書にないので、現段階は交渉中でどちらになるかは決まっていなくても、概算でこのくらいの面積は改変になる予定であるとか、改変面積を極力小さくし環境への影響を考慮した上で選定するとか、記述する必要があると思えます。

横山会長： 事業者へ意見していただいてもよろしいですか。

池田委員： はい。

横山会長： 番号7（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）是則委員から、埋立面

積が増えるのに対して浸出水処理施設能力は対応できるのかという質問ですが、事業者の回答はいかががですか。

是則委員： この計画に関しては、はっきりしない所が結構あって、今回は配慮書ということで環境保全のために適正な配慮についての話ですが、その前提となる、増設事業規模や処理能力などが漠然としてわかり難いです。その中でも浸出水に関しては、例えば、これから規模的に足りなくなった場合は増設を考えるというような回答もあるのですが、県で申請時に、ある程度の良し悪しのチェックなど、どのようなやり取りがあったのかが見えません。

浸出水、保有水とも呼ばれますが、浸出水の性状はどうなっていくと見込んでいるのか、濃度の見込みはどうなのか。水量について、キャッピングしてどれだけの豪雨、大雨に耐えられるのか。今の段階では水処理施設の規模は変えないで利用し、内部貯留は発生しない前提で規模を算定しますと事業者は言っていますが、この先、規模的に増設しなければならないと計画変更になった場合、予測や評価が間に合うのかという辺りが気になるので、事業者に聞いてみたいと思います。

横山会長： 番号8（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）東委員から、貯留構造物について、いかがですか。

東委員： 配慮書は概要なので仕方がないですが、貯留構造物の概要図があまりにも稚拙だったので、もう少し分かりやすくしてほしいということでした。遮水工の訂正は出ているので、概要図をもう少し丁寧にしていただければよかったですと思います。面積が見えてこないのので、平面図も欲しいです。断面図だけ見てもイメージがつかないという所がありました。この回答でよいと思います。

横山会長： 配慮書ということもあり、全体的に曖昧というか、ざっくりとした印象の所がありますので、必要に応じて細かく聞いていただきたいと思います。

横山会長： 番号9（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）江成委員から、地震の件について、いかがですか。

江成委員： 断層は無いという回答ですが、私が質問したかったのは断層の有無ではなく、揺れに耐えられるかということだったので、その部分に対する回答は得られていないと私は考えます。特に揺れの方向が、今回の能登半島地震でかなり問題になっていて、どちらの方向に揺れるのかということも考えた方がよいと思いますので、この部分は質問したいと思います。

横山会長： 番号10（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）東委員から、遮水工について、先程と同じような内容ですか。

東委員： はい、先程と被っています。断面図では分からないことが多すぎるのと、覆土に用いる土とは別の砂を調達して保護砂層を設置するという回答ですが、これも断面図がなければわかりませんが、かなりの量になることが予想されます。どこに置くのか、どこから搬入するのかということも、結構な規模になる可能性がありますので、その辺の含めての配慮がなされているのかという確認です。

- 横山会長： 覆土と別に調達するという事なので、どのようにして搬入するのか確認してください。
- 東 委員： わかりました。
- 横山会長： 番号 11（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員から、調整槽の件は、事業者の回答でいかがですか。
- 池田委員： 回答で、調整槽の配置や容量が分かりました。できれば平面図と同様にきちんと掲載して欲しいと思います。
- 横山会長： 全般的な意見として、分かりやすい図書にするようこちらから最後にコメントします。
- 横山会長： 番号 12（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員から、先程の是則委員の質問と関連して、浸出水処理施設の対応能力について、いかがですか。
- 池田委員： 先程の是則委員の質問内容と被る所があるので、こちらの回答でよいのですが、何か生じたら何かをするのではなく、もう少し予測をしっかりした方がよいと思います。何か起きたらやりますという印象があるので、そうではなくて、あらゆる角度から問題が考えられるのであれば、最初からそれを視野に入れた配慮書作りをした方がよいと、そうでないとすぐに対応できないと思います。何かが生じて今から準備しますでは既に遅いと思うので、最初から配慮した方がよいと思います。
- 横山会長： 先程の番号 7 の質問と関連しますので、是則委員に併せて意見していただいて、全般的な項目については、最後に私からコメントしたいと思います。
- 横山会長： 番号 13、14（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員と江成委員から、昨今の豪雨、大雨関連の自然災害について、いかがですか。
- 池田委員： これも先程、江成委員から地震の件で発言していただきましたが、自然災害に対してどのような考えを持っているのかということです。計算上は対応できるから大丈夫だというのは、想定の見解ですね。防災調整池の設置を検討するということでしたが、どういうものなのかわからなかったので、資料などで教えていただきたいですし、必要ならば最初から設置した方がよいと思います。
- 横山会長： 2つの意見・質問を統合して、池田委員からコメントをお願いします。
- 横山会長： 番号 15（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）是則委員から、現在の浸出水処理施設の規模に関する記載がないことについて、事業者の回答はいかがですか。
- 是則委員： 先程話した浸出水の件は、水の収支バランスについて、計算はしていると思うのですが、浸出水の調整時にある程度の余裕を持たせる調整池と浸出水処理施設の規模算定の資料が全くないので、判断しようがないのですが、感覚的には足りないのではないかという気がします。現在の能力で対応できないと判断した場合は、処理施設の増強又は調整槽の増設を計画するということですが、どの段階で判断されるのかがはっきりしないです。
- 横山会長： 事業者の確認をお願いします。

横山会長： 番号 16、17（区分：その他、その他）内田委員から、キャッピングと貯留槽について、いかがですか。

内田委員： 4つ質問しているのですが、最初の3つに関しては回答のとおりとして、浸出水の処理やガス抜き管は他の委員から質問をしていただければと思います。遮水工の自己修復材について、以前に遮水工の破損によって浸出水の漏洩という事故を起こしていますので、遮水工の自己修復材でどの程度まで対応できるのかという質問でしたが、事業者からはメーカーに問合せ中のため確認でき次第ということでしたので、資料を準備しているのであれば、今回回答していただきたいと思います。

横山会長： 事業者に質問してください。

横山会長： 番号 18（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）根本委員から、工程計画は適切なのかという件について、いかがですか。

根本委員： 最近様々な工事の遅れがあるので、確認でした。十分長い期間を見込んで余裕を取れば問題ないと思います。

横山会長： 事業者からの回答でよろしいですか。

根本委員： はい。

横山会長： 番号 19（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）是則委員から、関係省令の件ですが、こちらは単純なミスなのでしょうか、それとも理解していないということでしょうか。

是則委員： これについては、よく間違える所ですが、基準省令という回答なので、こちらで了解です。

横山会長： こちらは回答通りとさせていただきます。

横山会長： 番号 20（区分：大気環境、大気質・騒音及び超低周波音・振動）根本委員から、騒音の件についていかがですか。

根本委員： 実際どうなるかは当然わからないですけれども、類似の工事ではどのくらいのレベルなのかと思ったのですが、問題のないレベルまで低減できるということです。

横山会長： こちらは回答通りとさせていただきます。

横山会長： 番号 21（区分：大気環境、大気質・騒音及び超低周波音・振動）江成委員から、ダイオキシンについて、いかがですか。

江成委員： 焼却灰は検査し、基準を満たしているということですが、蓄積は問題ないのでしょうか。

横山会長： 事業者を確認をお願いします。

横山会長： 番号 22（区分：大気環境、大気質・騒音及び超低周波音・振動）江成委員から、搬入経路に関する配慮が必要な施設について、いかがですか。

江成委員： 既設の搬入ルートを使用するといこうことなので、回答のとおりで結構です。

横山会長： 番号 23、24、25（区分：水環境、地下水）是則委員から、地下水に関する質問について、いかがですか。

是則委員： 番号 23 は今後調査しますという回答で了解です。番号 24、25 の地下水の

環境要素として、掘削するので地下水の水位や流れなどに影響するだろうということです。地下水の性状が一番気になる所ですが、環境要素に入っていません。シートが破れて漏洩することを前提に計画するものではないので、環境要素に入れないことは理解できるのですが、やはりこれは一番大事な所なので、モニタリングはしっかりしてくださいと意見しました。継続的に水質監視を行うという回答でしたので、これでよいと思います。

横山会長： 番号 26（区分：全般的事項、事業の目的及び内容）池田委員から、同じように地下水について質問が出ています。いかがですか。

池田委員： 配慮書の観測井戸の調査地点とパンフレットの調査地点が合わなかったため、質問した所、1箇所は観測していないという回答をいただきました。ただ、斜面上で冬季観測ができないこと及び蜂の巣等があり観測していないということですが、斜面でできないのならば、最初から斜面を使わなければよい話なので、こういう所が見えると、今後の調査地点の選択は適切にできるのかと思ってしまう。

横山会長： 理由が少しどうなのかなという所はあります。沢水の採水地点の方はいかがですか。

池田委員： こちらは調査しているということで了解しました。

横山会長： 事業者の回答で了解とさせていただきます。

横山会長： 番号 27、28（区分：水環境、地下水）是則委員から、放流河川と取水ポイントについて、いかがですか。

是則委員： 河川でなく沢に放流するという回答でしたが、沢の水が常時流れているのか、そうではないのかということはよく問題になります。沢の水が流れていない時に放流してしまうと、浸透して地下水を汚染してしまうので、問題視されています。放流先の状況について何も書かれていなかったため、確認させていただきました。事業者は、常時流れのある沢なので問題はないと考えているようですが、ある程度雨が降っている時は、流れがあるでしょうから、常時流れがあるという確認をどのようにされているのか気になりますので、聞いてみたいと思います。

それから、この地点の下流側に取水するポイントはあるのかという所も気になります。どのくらい離れた所にポイントがあるかなど、その辺の情報も整理してほしいと思っています。

横山会長： 事業者を確認してください。

横山会長： 番号 29（区分：その他、その他）池田委員から、農業で放流河川の水を使うかどうかという件について、いかがですか。

池田委員： 放流水を使用していると万が一、有害物質が入った場合に影響を与えると心配確認させていただきました。使用していないという回答で了解しました。

横山会長： 事業者の回答で了解いただきました。

横山会長： 番号 30（区分：その他の環境、地形及び地質・その他）池田委員から、アルキル水銀化合物の件について、いかがですか。

池田委員： 国の基準値では「検出されないこと」が前提となっていますが、実際は0.0005

未満検出されていまして、確認させていただきました。「0.0005未満」は検出下限値未満を示しているので、基準値「検出されていないこと」を満たしているという回答で、問題ありませんでした。

横山会長： 番号31（区分：動物、地形及び地質・その他）江成委員から、イノシシの侵入防止対策について、いかがですか。

江成委員： 私は事業者の回答通りでいいと思います。今後増えてきた場合、侵入防止対策が必要になると思います。

横山会長： その点を事業者を確認してください。

横山会長： 番号32（区分：廃棄物等、残土）江成委員から、残土の件について、いかがですか。

江成委員： 覆土の記載はあるのですが、残土をどこに置くのかの記載を見つけられませんでした。事業者から増設事業で発生する残土は約15万立方メートルという回答をいただいたのですが、置く場所がないように思えます。

東 委員： それを覆土にするようです。

江成委員： 取った土を覆土にするという記載があったのですね、了解しました。

覆土置場はかなりの谷地形ですが、もしここが多雪の年だった場合、雪と覆土が混ざる形になり、谷地で春先の雪解けに耐えうるのかという点と、極端な気象で、庄内地方だと去年は干ばつが酷くて砂埃が凄かったもので、砂埃に対する対策を確認したいと思います。北側に田んぼのようなものが見えるので、流れてしまったら大変です。

横山会長： 先程のイノシシの件と一緒に確認をお願いします。

横山会長： 事前質問については以上となりますが、その他いかがでしょうか。追加で質問がありましたら是非出していただきたいと思います。

池田委員： 一般の方から、短い縦覧期間の中で厚く細かい資料を読み精査しその場で意見を申し立てるのは困難だという意見が出ており、確かにこれは難しいと思います。しかもこれだけの質問や意見が出るということは、不明な部分が多いということですし、専門的な知識が要求され理解するのは難しいと思います。地域住民に丁寧な説明をすることがまず必要で、あまりにも地域への説明が少ないと感じました。

横山会長： 配慮書手続きに関する住民説明会の開催について、何か規定はありますか。

事務局： 資料3頁を見てください。こちらは株式会社アシスト最終処分場増設事業の手続きのフロー図になります。手続きをした日付が赤色文字で記載されており、一般向けの公告は令和5年11月1日、縦覧は1カ月ということで、令和5年11月1日～11月30日まで縦覧に供していました。配慮書手続きでは、住民説明会は規定されておられません。要望によって説明会を開く事業者もありますが、今回は何も聞いておりませんので、事業者に直接聞いてください。

横山会長： 規定されていないことを要求するのは、難しいことだと思いますが、最近は大規模開発に関する住民の動きがとても活発になっており、動き次第では事業全体を大きく左右する場合があります。慎重に進めていただきたいと

いう我々の考えもありますので、最後に聞いてみたいと思います。

横山会長： 他にいかがでしょうか。（意見・質問無し）それでは、このあたりで事前打ち合わせを終了し、事業者への質問に移りたいと思います。事務局は事業者を入室させてください。

（事業者入室）

横山会長： 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。まずは、事業者の皆様の紹介をお願いします。

事業者：（自己紹介）

横山会長： それでは、早速ですが事前質問に回答いただいている分も含めて、この場で回答いただきたい項目について委員から質問をします。事業者は回答をお願いいたします。

まず池田委員から、増設埋立地用の覆土及び覆土置場についてお願いします。

池田委員： 覆土置場については、他の委員からも同様の質問が出ておりました。図面上だと東側と西側に予定されていて、どちらに決まったとしても改変が必要だと思いますが、配慮書に覆土の規模や位置図などの細かい説明がなくて、恐らく今後の手続きの段階では出てくると思うのですが、図では東西にマーキングしてありますので、例えば環境への影響が少ない極力改変面積が少なく済む用地を東西で今後調整しながら決めていくなど、何かしらの説明の文言がないと、東西両方を改変するのだろうか、だとすればどのくらいの規模になるのか、環境への負荷がかなりかかるのではないかなどの、疑問が生じてしまいます。覆土についての説明も含めて覆土置場の説明を記載していただきたいと思います。

事業者： 覆土については配慮書に記載の通り、現段階では右側と左側、東西両面を覆土エリアということで記載させていただいておりますけれども、私どもといたしましては、処分場を増設するにあたり、ある程度の掘削土砂が出ることを想定しております。その土砂置場について、一番環境への影響が少なくなるエリアを考えており、直近では右側と左側（東側と西側）の部分で考えておりますが、両方改変するのではなく、どちらかだと考えております。施行時の土砂の運搬の道路から想定しますと、やはり近い方が改変の量も少なく済むと想像はつきますが、現段階では右側と左側（東側と西側）の両方のエリアについて、環境影響評価の影響範囲ということで想定しております。

池田委員： 覆土置場について誤解が生じないように、今後の手続きの段階では、今交渉中であり環境影響も考慮して今後決めていくなど、何かしらの文言を記載された方が、縦覧した方が理解できると思います。

横山会長： 続きまして是則委員から、全体の計画で増加する水処理について、浸出水処理施設能力や浸出水調整槽容量を変更しなくてもよいのかということにつ

いてお願いします。

是則委員： 埋立面積が 35,300 平方メートル増えるので、そのままでは相当量の水が増えるのでキャッピングするということですが、キャッピングすることで一番問題になるのは廃棄物層の状態です。果たして安定化がどのくらい進んでいるのかという点が非常に問題になるのですが、配慮書にどのくらい安定化しているかのデータがありませんでした。スポット的なデータが幾らかありますが、結局どれくらい安定しているのでしょうか。質問の回答に分解速度についての記載がありましたが、有機物を入れない計画の場合は少し話が違うのですが、そういう訳ではなく同じ廃棄物ということですので、雨水浸透による洗い出しがなくなるということは、安定化を遅らせることになります。今回設計する時に水の収支計算をされていると思いますが、厳しい状況ではないかと予想できるのですが、数量的にいかがでしょうか。

事業者： 水処理の現状ですが、現処分場の全体面積の4分の1程度はキャッピングシートを敷いた中で営業しております。現処分場については、最終覆土をした段階で最終形となる訳ですが、隣の処分場の増設を考え、現処分場の覆土の上にキャッピングシートをすることで場内への水の侵入を減らし、増設したとしても増設面積分は現処分場で対応できるのではないかと想定で配慮書を書かせていただいております。現処分場の貯留槽で増設後も賄いきれるかどうか、今後水の収支計算をしていく予定です。キャッピングシートをすると埋設物の洗い出しができなくなることを懸念しているということですが、洗い出しできないことで中の埋設物の状態が長く嫌気状態になるようなら、空気が入り出した方が良くとも考えられますので、これから検討していきたいと思っております。

是則委員： 実際に設計や水収支を考える時に、内部貯留は発生しない条件で行うと回答をいただきましたが、そうすると、どこかの時点で増設も検討されるのではないかと思いますので、その辺の結論はいつぐらいを目処にお考えですか。環境評価の予測や法律なども関わってくるので、ある程度早い時期に増設するのかしないのかを判断しなければならないと思っておりますが、この先の見込みとしていつ頃判断されることになりますか。

事業者： 現在の貯留槽の水を貯める能力は6,700トンです。現在6,700トンでもつのかどうかの計算をしており、令和6年度に現処分場で、増設処分場ができて賄いきれる能力のある貯留槽の増設工事する予定です。

是則委員： 増設などは、早い段階で判断されるということで理解しました。

横山会長： 続きまして江成委員から、地震の件についてお願いします。

江成委員： 私が問いたかったのは断層の存在もそうなのですが、この断層による揺れの大きさが、この処分場に対してどういう影響を及ぼすか、きちんと考慮されているのかお伺いしたいです。能登半島地震では、揺れの方によって崩れる度合いがかなり違ったということなので、地震の影響は考慮されているのでしょうか。

事業者： 断層については、県で公表している東日本大震災後に行った調査で、現処

分場に断層があると理解しており、地震があった際に耐えられる構造の計画にする予定です。処分場を作る場所の直下に断層は無いとのことでしたが、水処理施設の水が漏れてはいけませんので、水の配管を揺れに強いものするなど、構造的に耐えられるものを設置したいと思います。

江成委員： 地震予測システムでは、この場所は震度6弱から6強程度と想定されていますので、揺れた後に想定外だったということにならないようにしてください。揺れの方向も考慮してください。

横山会長： 続きまして東委員から、保護砂層の設置についてお願いします。

東委員： 覆土に用いる土とは別の砂を調達して保護砂層を設置するとのことですが、覆土置場と同じように、保護砂層の材料を置く場所を確保してから作業開始となりますか。一番底の部分なので、その時点で既に周囲に覆土をかなり盛り上げているように想像されるのですがいかがですか。

事業者： 廃棄物の中に鋭利なものなど、様々なものが入っている懸念がありますのでシートに直接廃棄物が接触しないよう、シートの上に保護砂を50センチメートルの厚さに敷いて、その上から廃棄物を受け入れるという計画です。シートにダイレクトに廃棄物が入らないので安全だと私どもは考えております。建設する時に出る残土を使う方法もあるのですが、粘性や粒子が違うものがありますので、砂で粒度がしっかりしたものをシートの上に敷く予定です。

東委員： 材料を持ち込む場所なのですが、A仕様の部分の実際の面積はどのくらいになるのですか。

事業者： 3,000平方メートルです。

東委員： 作業場所の確保という点を私は心配していて、配慮書6～7頁の横断モデルの図を比較すると、今まで覆土置場だった場所を削って作業が始まると思います。その段階でいろいろな所がかなり大きく動いているのではないかと想像できるのですが、配慮書にそうした図は無いので、同時に作業を進めるうえで、資材置き場や作業スペースなど確保できるのか懸念しています。

事業者： 保護砂を敷く作業は完成した最後の時点になります。シートで全部囲われて受け入れが可能という状態の時ですので、作業は混在しないと理解しています。

東委員： わかりました。作業の過程が見えないので、少し不安に思いました。

横山会長： 我々が懸念しているのは、作業によって追加で改変する場所が出てくるのではないかということで、それが無いのであれば特に問題はないかと思います。ただ、作業の手順がわからないと判断ができませんので質問させていただきました。

横山会長： 続きまして池田委員と江成委員からの質問ですが、豪雨災害への対応についてお願いします。

池田委員： 近年は集中豪雨の災害が増えているため、災害時の水処理施設の安全性が懸念されたので質問しました。過去20年間の降水量をもとに試算しているとの事でしたが、回答の中の防災調整池とはどのようなものなのですか。

事業者： 防災調整池は、廃棄物に関するものとは別の森林法に基づく施設になります。増設工事により森林がなくなるとその土地の保水能力が失われ、雨水が短時間に水路に流出し、溢れる恐れがあるため、狭窄部の通水断面の確認を行い、最上川までの水路の上流側に池を設けてそこに雨水が集まるようにし、雨水を一時的に溜めて安全に最上川に流せるようにする機能を持ったものが防災調整池になります。

池田委員： 小さなダムのようなものですね。

事業者： そうです。

池田委員： これはどの辺に設置されるのですか。

事業者： 現在の計画では、図面の最下流側で予定しております。今後、規模や詳細について、森林法に基づく内容で進めていく方向で考えております。

池田委員： 防災調整池は作るということで検討しているのでしょうか。

事業者： これから作るかどうかの検討に入ります。現在の計画平面図は、必要であろうというものについて網羅する形で記載しております。

池田委員： そういうことであれば、防災の観点から今後設置を検討していくということを配慮書にも反映していただければと思います。

横山会長： 続きまして内田委員から、遮水工の自己修復材についてお願いします。

内田委員： 今回の計画では、遮水工に自己修復材を使用されるということですが、現在提供できる情報で、どのようなものでどれくらいの対策ができるものなのかを教えてください。

事業者： 自己修復材を入れると説明させていただいておりましたが、自己修復材は鋭利なものが突き刺さっても漏水しないものを予定しております。メーカーからの回答が間に合わなくて質問の回答をしておりませんでした。この度メーカーからの回答が届きましたので、自己修復材について説明させていただきます。

事業者： 昨日メーカーから同じような形の自己修復材の資料が届きました。破損に対してどれくらいの効果があるかについて、過去に福岡大学で一部抜き取り検査、実験をしております。ドライバーくらいの大きさのものが完全に貫通しても、水深 30 メートルの水圧まで自己修復材として機能するという結果でした。後程資料を提示させていただきたいと思っております。

内田委員： それでは後程拝見いたします。

横山会長： 続きまして江成委員から、ダイオキシンの累積影響についてお願いします。

江成委員： ダイオキシンの測定はしないということですが、搬入される焼却灰についてお伺いします。排出者は基準内のものを排出するということですが、それが累積した場合、ダイオキシンが累積することはないのですか。

事業者： 基本的に焼却灰中のダイオキシンは、検査結果をもって受け入れを許可しています。会社でも抜き打ち検査をする体制をとっており、水質についても測定しておりまして、問題となる数字ではないと理解しております。

江成委員： もう測定しないとどこかに書いてあったと思うのですが、今後も測定することですか。

事業者： 環境影響評価の中で測定します。

江成委員： 今の話だと、搬入される範囲に対して抜き打ちチェックをしているということで、搬入された後は継続的に水質のダイオキシン検査をするという理解でよろしいか。

事業者： 法律で決まっています、全項目の中にダイオキシン類の基準項目もあり、年2回県が採取しています。

横山会長： 続きまして是則委員から、放流河川とそれに伴う取水ポイントについてお願いします。

是則委員： 明記されていませんが、処理水を沢に放流する計画ではないかと思えます。沢に放流する場合、常時水が流れていればよいのですが、流れていない場合は地下に浸透して地下水に影響を及ぼす懸念があります。水が流れているかいないか、浸透していくかどうかは非常に重要なポイントになるので、回答では常時水が流れているということでしたが、これは実際に見た時に流れていたというだけのことなのか、かなりの水量があって明らかに年中流れているものなのか、どのような日程で確認されたのかをお伺いしたいのが1つ目です。

2つ目は、沢のどのポイントに落とすのかということです。下流側に管など何かしらのものを設置するのか、この辺りの設備、構造物について全く見えなかったのので、教えてください。

事業者： 水量について、現在水処理施設があり今も放流しております。放流口から沢に伝って落ちているのですが、新しい処分場ができたとしても放流場所は変わりませんので沢の落とし口は変わりません。水量は夏の渇水期になると減ると言われていますが、私も夏に採水に立ち会ったことがあります、水はあると認識しています。枯れることは恐らくないと思うのですが、どのくらいの量が流れているのかを測定しておりませんので、実際の量はわかりませんが、沢水として常時水が流れています。放流地点については、今、処分場が動いている中で、新しい処分場にしても放流口を変える予定はありません。

是則委員： わかりました。併せて、下流側に浄水施設や取水ポイントがありそうなのですが、配慮書の資料の中に具体的な地点をつけるなどすれば、見やすくわかりやすくよいと思ったのですが、その辺は追加されましたか。

事業者： 上水関係の取水ポイントの話だと思いますが、最上川から取水しているポイントは周辺にはございません。村山市は広域水道から取水していますし、尾花沢市・大石田町の取水ポイントは地下水になっています。この辺では河川から取水していません。農業用水についても油沢が最上川で合流後、下流で取水されているようですが、相当先の方ですので直下では農業用水も取水していません。

是則委員： 下流側の井戸は調査をすると回答されていたので、わかりました。

横山会長： ちなみにこの沢は覆土置場で埋めるのですよね。その時水量は変化しないのですか。

事業者： 覆土で埋まりますが、流れている水量の水は下に暗渠を入れますので、暗渠を通して下に流れていく構造の覆土計画にする予定です。

横山会長： わかりました。

横山会長： 江成委員から、イノシシの件と残土処理の対応についてお願いします。

江成委員： イノシシについては、今の所は掘り返されていないということですが、山形県内では豚熱の影響で一時的にイノシシの数が減り、今増えてきています。今後更に増えてくると思いますので、今後入ってくるようになったら侵入防止のフェンスを設置してください。というのは、処分場に入ってこなくても覆土置場を掘り返してしまって、想定外の形状にしてしまうということが実際に起こり得ると思いますので、その点を考慮していただきたいという意見です。

残土について、覆土置場に土を盛っていくということで、今の話ですと上流部に土を盛って下に暗渠を通すということだったのですが、残土を置いた場合、雪が降っても雪の影響を受けないようにシートを被せるという理解でよろしいですか。多雪だった場合、盛土と雪が混ざって春先に全部流れ出てしまう危険性がないのかお伺いしたいのと、昨年、庄内地方は土が乾いて砂埃が酷かったのですが、夏場に干ばつがあった場合にそういうことは起こり得ないかという点をお伺いします。

事業者： 覆土計画については、建設残土を覆土置場に置くのですが、法勾配を付けて崩れないように締固めつつ覆土を積んでいきます。雪と一緒に下流に流れないように計画しております。

土埃については、現在も隣に覆土置場として使用している場所がございますが、私どもの現場の土は粘性系で、砂系ではないので風で土埃が出るということは、現状ではありません。

江成委員： わかりました。

追加で質問をよろしいですか。覆土置場に土を盛っていき下に暗渠を通すという話でしたが、暗渠はこの急峻な谷地形の下に通されるということですよ。その場合、防災調整池の場所はそこではないのではという気がします。実際に木を伐採するのは残土置場の方の谷なので、防災調整池はもう少し東側になれば駄目ではないかと思うのですが、いかがですか。

事業者： 現処分場の隣に残土置場がありますが、今、残土置場として使用している所は、暗渠が入っている下に防災調整池はありません。何故かと言うと上に防災調整池を作っているからで、上に作る場合は下には必要ないと思っています。隣を覆土置場にする場合は、江成委員のおっしゃるとおり沢が違いますので、覆土計画で上に防災調整池を作るか、それとも合流地点に1つ防災調整池を作るか、今後協議し決定する予定です。

江成委員： わかりました。

横山会長： 全体的な項目として、私からコメントさせていただきます。今回は配慮書ということで、仕様が固まっていない、記載できない、記載し難い情報が多々あったと思うのですが、質問すると回答が出る項目が思ったよりもあったと

という印象です。そうした点はできれば早い段階で、こういう場合はこうするというのを配慮書に記載していただけると、こちらとしても、きちんと考えていることが理解できますので、方法書ではしっかり修正していただきたいと思います。

それから縦覧の中で、住民から若干不安があるという意見がありましたので、なるべく早めに説明会を開催していただいて、近隣住民の不安な気持ちに答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

横山会長： 委員の皆様から他に質問、意見はございませんか。

江成委員： 先程は東側の覆土置場を使用する前提で話しましたが、西側の覆土置場を使用する際もどこに防災調整池を設置するか、きちんと考慮していただきたいという意見です。

横山会長： どちらを使用するか、大体決まってきますか。まだわかりませんか。

事業者： 今の段階ではわかりません。

横山会長： もちろん今の段階ではそうでしょうが、方法書の段階ではどちらを使用するか方向性が見えてくればと思います。方法書の段階でもどちらを使用するか決まっていない場合は、A案・B案として東側西側の両方について記載していただければと思います。

横山会長： その他、いかがですか。

是則委員： 残土の予想が15万立方メートルということで、かなりの量ですが覆土として全部使い切れるのでしょうか。何かしらの安定計算をしているかわかりません。長期間置かれた状態になるかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

事業者： 覆土のエリアについては、掘削残土が15万立方メートル出ることを想定しております。建設する際に出た残土は、全ての覆土が終わった際も現在の覆土置場に残る状態が想定されます。

是則委員： 滑りなどに関して、安定計算など何か具体的にしているのでしょうか。

事業者： 残土置場についても、最大の形状で安定計算をしており、計算根拠に基づいて安定する残土の保管を考えております。

是則委員： 下部に排水管を敷設して水を抜くということでしたが、図面はできているのですか。

事業者： 残土置場については、図面はまだできていません。盛土する下部に水が入れば、以前にありました静岡のように土砂災害等が発生しますので、その対策として盛土下部の水が出てくる所については、暗渠管を入れて排水し、その上に土を乗せます。縁についても安定計算等で、安全な法面勾配、小段幅を確保したもので埋立していく形です。山形県の土木施工の資料がありまして、基本的にそれに準じて盛土していきます。

是則委員： わかりました。

横山会長： この場所をどれくらい先々まで拡張していくのかによりませんが、処分場にいろいろなものが持ち込まれて覆土します。前に掘削した土を取っておいたけれども、覆土しても土が残って、今度は、覆土置場を処分場にするため、

そこを掘削するというように、土が単調増加で増えていくような印象があります。もうこれ以上拡張しないということでしたら話は違いますが、こんなことを今聞くのは大変恐縮なのですが、ここほどの辺まで拡張性があって事業者はどのくらいまで拡張をお考えですか。

事業者： それは少し難しい質問になります。

横山会長： お答えいただく範囲を超えますので、わかりました。少しそうしたことも将来的には考えなければならないのかなという印象を持ちました。

横山会長： その他、いかがですか。

池田委員： 覆土置場を改変した後の緑化や原状復帰に関しては、どういうお考えをお持ちですか。

事業者： 今の処分場は最終的に土で覆って、最終覆土して終わるのですが、その上に植林する計画を持っています。前段でキャッピングシートの話をしておりましたが、キャッピングシートは水処理の対応ができるまでの仮対応と考えており、キャッピングシートをずっとそのままにするのではなく、ある程度落ち着いたら、上に土を乗せて緑に返します。植栽か芝かはまだ決まっていますが、緑化する考えを持っております。

東 委員： 覆土に関して1つだけ確認です。番号6 池田委員からの質問についての回答で、残土約15万立方メートルと試算とありますが、これは当初なくてここで初めて出てきた数字かと思えます。「処分場の埋立状況に応じて、新たな覆土置場の上流部から順次採取し利用する計画です。」と回答していますが、上流部から採取しなければならないということは、覆土が足りないということですか。再利用しては間に合わない何かが起こるとということですか。

事業者： 覆土置場に土を全部仮置きし、処分場の上に被せる覆土として利用する際に掘削して持っていく訳ですが、上流の方から土砂を持っていくということに記載しておりました。下から持っていくと崩れますので、上から土を持っていくという意味です。

東 委員： わかりました。

横山会長： その他、いかがですか。（意見・質問無し）意見等無いようでしたら、質問は以上になります。事業者の皆様は退出して結構です。本日はありがとうございました。

（事業者退室）

横山会長： 今の審議に関して、委員の皆様から意見等はございませんか。配慮書にどこまで書くのかという問題は審査の際に必ずありまして、もちろん指針はあるのですが、最低限でよいというのも少し違うと思えます。想定されることはある程度網羅して必要なことは書いてもらうことは、審査する側には必要だと思います。一方で縦覧した時にわからないと言われるのも、それはそれで問題があると思っていて、専門的なことを書きすぎると住民は中々理解し

難しい、大部になると読むのも大変でどこに何の情報があるのかわからなくなってしまうと思いますので、その辺の兼ね合いをどうするか、これは県だけではどうにもならない問題かと思いますが、その両方にこれから配慮していかなければならないと思いますので、配慮書の指導をされる際は、その辺をお考えいただきたいと思います。

伊藤委員： わからない所が多すぎるので住民のことを考えると、もう少し写真を入れて具体的に説明しなければならないのではという印象を受けました。

横山会長： 現地の写真はもちろんあるのですが、地形図を見て地形が思い浮かぶ人もいないでしょうし、地形図だけではわからない所もあって、どこまで踏み込んだことをお願いするのか、その辺は中々難しいと思いますが、環境にも配慮し、説明責任としても配慮しているという所があってもいいのではと思いました。

横山会長： その他、いかがですか。

是則委員： 今回の施設は、既存施設があって拡張する形になりますが、既存施設は定期的に水質など様々検査していると思います。これまで何か環境に問題を起こしていないのですか。県で把握されていますか。

事務局： 最近については、特に問題は生じていない状況です。

是則委員： 下流側の利水の状況から、住民から何かしらの苦情が出ているなど、そういうこともないのですね。わかりました。

横山会長： 以前は審査会で現地視察を実施していたと思うのですが、このところ案件が増えてしまい、全ての現地調査ができない状況だったと思いますが、案件が落ち着いている時は状況に応じて現場を見るというのも、特に早い段階で現場を見るのは大事だと思いますので、配慮書の段階で現場を見るのが可能であれば検討いただきたいと思います。

池田委員： この配慮書は、地域の中に作るものなのに人への配慮が見られないというのが正直な所です。今後は、住民に配慮した資料作りを心掛けて欲しいという感想を持ちました。

横山会長： 図書の作成に関してそこは本当に難しい所で、法令や条例に関連した部分では必要な事項が正しく書かれていることが重要な条件となりますので、そこから逸脱するのは駄目ですが、一方で縦覧する時に簡易版のようなもの、今回は概略版がありますが、概略版でも難しく感じる方もたくさんいらっしゃるのでは、わかりやすい資料を準備する配慮が必要かもしれません。住民説明会などで別途対応していただくか、早い段階で説明会が開催されないとすると、地域の方が知る機会がありませんから、その辺をどのようにしていくのか。あまり過剰な要求にならない形で、事業者の理解を得て、対応していただくことが大切だと思います。地域の方々が情報を発信するようになってきていますので、地域の方々に計画について正しい理解が進まないことで計画が進まなくなることも起こってきていると思います。それが続くようだと、山形県内では大型の開発が何もできないようになってしまうと思いますので、そうならないようにしっかりと対話ができるような資料作りが必要だと

感じました。これは非常に重要な問題だと思います。すぐには解決できない問題だと思いますが、今後何かしらの対応が必要になるかと思しますので、ここで話したことは議事録に残していただきたいと思ひます。

横山会長： その他、いかがですか。（意見・質問無し）それでは本日の審議につきましては、答申の案を取りまとめ、皆様に確認いただいた上で県に提出したいと思ひます。議事案件について、その他ございませんか。（意見・質問無し）最終的な取りまとめについては、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員：（了承）

横山会長： ありがとうございます。それでは本日の審議を終了とします。

（終了：午後 15 時 20 分）